

発生時の対応

万が一、事案が発生した場合は、以下のとおりの対応を行うものとする。

【発生時の対応】

- ①対象者から所属に人権侵害であるとの申し出
- ②所属から各部の人権・同和対策主管課(以下「主管課」という。)に事案報告
- ③主管課から人権・同和対策局調整課に事案報告
- ④人権・同和対策局調整課と法務・県民情報課が事案について連携
(適宜、所属から県顧問弁護士へ法律相談)
- ⑤人権・同和対策局調整課から所属に指導・助言
- ⑥所属から対象者への説明、必要があれば法務省の人権擁護機関を案内し、人権侵害の相談・被害の申告に係る手続を案内
- ⑦所属から知事・副知事へ報告
- ⑧人権・同和対策局調整課と広報課が事案について連携
(所属から公表に関して協議)
- ⑨所属において公表
- ⑩対象者への謝罪及び必要な措置
- ⑪原因究明・再発防止策の検討

人権侵害に該当する場合(県において不適切な対応であったと認めた場合を含む)

